

7. 障がいのあるこどもたちのために

身体障害者手帳

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

HP: <https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shogaishashienka/gyomuannai/4/3/5170.html>

身体に障がいのある児童が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

- 対象 象：視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいのある児童
- 手続 手続き：身体障害者手帳交付申請書に、指定医師の診断書・意見書を添えて申請いただきますが、事前にご相談ください。

療育手帳

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

HP: <https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shogaishashienka/gyomuannai/4/3/5174.html>

知的障がいのある児童が、さまざまなサービスを受けやすくするための手帳です。

- 対象 象：児童相談所で知的障害と判定された児童
- 手続 手続き：上記の判定を受ける前に、申請手続き（生育歴の聞き取り等があります）が必要となりますので、事前にご相談ください。

精神障害者保健福祉手帳

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

HP: <https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shogaishashienka/gyomuannai/4/3/5175.html>

精神障がいまたは発達障がいのある児童が、さまざまなサービスを受けやすくするための手帳です。

- 対象 象：精神疾患または発達障がいのある児童で、精神障害のため日常生活または社会生活において制約があり、初診日から6か月を経過している児童
- 手続 手続き：申請の際に医師による手帳用診断書の添付が必要となりますので、医療機関にご相談のうえ、申請してください。

障害児福祉手当

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

HP：<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shogaihashienka/gyomuannai/4/2/5125.html>

在宅の常時介護を必要とする障がいのある方に対し、著しい障害によって生じる特別な負担を軽減するために支給するものです。

●対象：20歳未満であって、日常生活において常時介護を必要とする方。

（※原則、専用の診断書の提出が必要ですが、次の障害者手帳をお持ちの方は、診断書の提出を省略できる場合があります）

- ・身体障害者手帳1級と2級の一部
- ・療育手帳㊤

●手 当：月額 16,100円

※次の場合は、手当の支給が受けられません。

- ・所得制限額を超えている
- ・障害を支給事由とする年金を受給している
- ・児童福祉施設等に入所している

特別児童扶養手当

問い合わせ先：こども支援課 TEL048-736-1135・048-739-6813

／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-1111

HP：<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shien/gyomuannai/2/3/2994.html>

身体または精神に一定の障がいのある20歳未満のこどもを家庭で養育している父母、または養育者に対し、福祉の増進を図るために支給される手当です。手当は申請を受け付けた日の翌月分から支給の対象となります。

●対象になる人：身体または精神に障がいのある20歳未満のこどもを家庭で育てている父母、または養育者（里親を含む）

※主な障害は、次のものをいいます。

視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、そしゃく機能障害、
音声言語機能障害、肢体不自由、知的障害、精神障害、
呼吸機能障害、心疾患、腎疾患、肝疾患、
血液・造血器疾患（急性リンパ性白血病）

●対象にならない人：こどもが障害による公的年金を受けられる場合
児童福祉施設等にこどもが入所している場合（通園施設は除く）
所得が制限額以上の方

●手 当 の 額：月額 1級 56,800円、 2級 37,830円

●手 続 き：申請には、原則専用の診断書の提出が必要ですが、児童が次の障害者手帳をお持ちの場合は診断書の提出を省略できる場合があります。

- ・身体障害者手帳1～3級と4級の一部・療育手帳㊤・A・B

在宅重度心身障害者手当

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

HP：<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shogaishashienka/gyomuannai/4/2/5127.html>

在宅の重度心身障がい者に対し、生活の向上と福祉の増進を図るため支給するものです。

●対象及び手当月額：市内に住所を有し、次のいずれかに該当する児童

- ・身体障害者手帳 1・2級：5,000円、3級：2,000円
- ・療育手帳 ㊤・A：5,000円、B：2,500円
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級：5,000円

※次の場合は、手当の支給が受けられません。

- ・市町村民税が課税されている
- ・障害児福祉手当を受給している
- ・児童福祉施設等に入所している

重度心身障害者医療費助成

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

HP：<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shogaishashienka/gyomuannai/4/1/5123.html>

障がいのある方が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、各種の医療保険制度による医療費の本人負担金から諸給付(高額療養費、附加給付金等)を除いた最終的な医療費本人負担額を助成するものです。

●対象：市内に住所を有し、次のいずれかに該当する児童

- ・身体障害者手帳1級、2級、3級
- ・療育手帳㊤、A、B
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

●助成方法：

- ・埼玉県内医療機関等(一部を除く)への受診の場合 → 現物給付(窓口払いの廃止)
- ・埼玉県外医療機関等への受診の場合 → 償還払い(立替払い)

※埼玉県内であっても、医療機関等によっては窓口払いが生じる可能性があります。

そのような場合は、償還払い(立替払い)により助成を受けられます。

※次の場合は、医療費の助成が受けられません。

- ・所得制限額を超えている

ふじ学園（児童発達支援センター）

問い合わせ先：障がい者支援課 Tel048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 Tel048-746-9702

HP：<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shogaishashienka/gyomuannai/3/1/1/5154.html>

心身の発達に遅れのあるこどもを対象に、専門性の高い療育を行うための設備を整備し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などを行うことを目的とする施設です。

●所在地：粕壁５４３５番地１

●内容及び：①児童発達支援（通所支援）

対象者等 ３歳以上の未就学児で支援が必要と認められる児童に、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知的技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

②児童発達支援（療育支援）

３歳以上の未就学児で支援が必要と認められる児童に、公認心理師などの専門職から、個人または少人数での訓練や指導を行います。

③放課後等デイサービス

就学している支援が必要と認められる児童に、公認心理師などの専門職から、個人または少人数での訓練や指導を行います。

④保育所等訪問支援

訪問支援員が幼稚園や保育所、小学校などの施設を訪問し、児童が集団生活を送る場所で適応に向けた支援を行います。

⑤障害児相談支援

相談支援専門員による障害児支援計画の作成や、障害福祉サービスなどの利用手続きの支援を行います。

●開所時間：平日８：３０～１７：１５

●休所日：土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始ほか

●費用：費用の一割負担（※同一世帯全員の収入状況に応じて負担上限月額あり）
ただし、満３歳になって初めての４月１日から就学前までの期間は、利用者負担額は０円となります。また、障害児相談支援に利用者負担はありません。

●手続き：直接、ふじ学園（Tel048-754-4017）へご連絡ください。

児童発達支援センターまる

問い合わせ先：児童発達支援センターまる TEL048-767-7870 メール：jihatsu@tomonifukushikai.or.jp

HP：<https://www.tomonifukushikai.or.jp/pages/80/>

発達の遅れがあるこどもを対象に、日常生活における基本動作の指導（排泄・衣服の着脱・摂食指導）や集団生活への適応訓練（知育遊び・粗大遊びを通じた専門療育）など、障害の特性に応じた療育活動を通じて、心身機能の維持・増進を図り、利用家族に対する適切な指導を適宜実施するとともに、専門性を生かした関係機関へのアドバイスを併せて行います。

●所在地：大場928番地10

●内容及び：①児童発達支援

対象者等 2歳以上の未就学で支援が必要と認められる児に対して、日常生活に必要な基本動作、集団生活に順応していくための個別専門療育を実施します。更に地域機関への移行支援を行います。

②保育所等訪問支援

集団生活を行なっている施設（保育所・幼稚園・認定こども園等）を訪問し、集団生活へ適応するための専門的な支援等を行います。

③放課後等デイサービス

就学児童に対して、専門個別指導などの療育支援を行います。

●開所時間：平日8:00～17:00

●休所日：土曜日・日曜日・年末年始ほか

●費用：費用の一割負担（※同一世帯全員の収入状況に応じて負担上限月額あり）
ただし、満3歳になって初めての4月1日から就学前までの期間は、利用者負担額は0円となります。また、障害児相談支援に利用者負担はありません。

埼玉県医療的ケア児等支援センター 地域センターともに

問い合わせ先：地域センターともに TEL048-748-5059 メール：t.tomoni@tomonifukushikai.or.jp

HP：<https://www.tomonifukushikai.or.jp/pages/85/>

医療的ケア児等とそのご家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けられる窓口です。

●所在地：谷原3丁目12番地6メゾンローリエ102

●内容：①医療的ケア児等の支援（医療的ケアを必要とする方・重症心身障がいの方及びご家族や支援している方の困りごとや心配なことの相談をお受けします。）

②支援機関及び保育・教育機関等に対する啓発活動の他、
コーディネーター等が機関に対するアドバイスも行います。

●対象地域：春日部市を含む10市3町

●相談方法：①来所：地域センターともに

②訪問：ご自宅など、

※ご都合の良い場所で相談できます

●受付時間：平日9:00～17:00

●休業日：土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始ほか



自立支援サービス

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

＜医療費助成（育成医療）＞問い合わせ先：こども支援課 TEL048-739-6813

現在、身体に障がいがあるか、または現にある疾病に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる児童で、手術などの治療により確実に効果が期待できる場合その治療に要する医療費の一部を公費で負担します。

●対象：18歳未満で、手術などの治療によって確実な治療効果が期待できる児童

※利用者負担額は、原則かかった医療費の1割となります。

※ただし、医療保険の適用範囲に限ります。（指定医療機関での通院・入院医療費）

世帯（同一の医療保険に加入する人）の所得等に応じて負担上限月額が設けられます。

※一定以上の所得がある場合は、制度の対象外となる場合があります。

※手続きには事前申請が必要ですので、詳細は上記までお問い合わせください。

その他の自立支援サービス

●医療費助成（精神通院）

●介護給付・訓練等給付・障害児通所給付

※費用負担や手続きなど、詳しくは上記の問い合わせ先までご相談下さい。

障害児（者）生活サポート

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

心身障がいのある児童及びその家族の必要に応じて、市に登録された団体が心身障がいのある児童に対して一時預かり、派遣による介護、外出援助等のサービスを提供するものです。市がその団体に運営費の一部を補助することにより、利用者の経済的負担を間接的に軽減します。

●対象：市内に住所を有する、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、知的障がいがあると児童相談所で判定された児童、または医師により発達に障がいがあると診断された児童及び難病患者等（※世帯の生計中心者の課税状況により利用料の差額補助があります）

言語障害児指導訓練（ことばの教室）

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

言語障がいのある児童に検査、訓練を行うことにより構音障害の軽減や言語発達の促進等を支援します。

●対象：市内に住所を有し、おおむね3歳から小学校就学前の児童

●内容：言語訓練、構音訓練等（※相談、検査及び経過観察指導は随時行います）

●場所：あしすと春日部

●費用：無料

在宅重症心身障害児等の家庭に対するレスパイトケア

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児を介護する家族の精神的、身体的負担の軽減を図るため、対象児をショートステイ及びデイサービスで受け入れた施設を支援します。

- 対象：市内に住所を有する在宅の重症心身障がい児

日中一時支援

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

在宅の心身障がいのある児童を一時的に預かることにより、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練、家族の就労支援や日常的に介護をしている家族の一時的な休息を提供します。

- 対象：市内に住所を有する、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、知的障がいがあると児童相談所で判定された児童、または医師により発達に障がいがあると診断された児童
- 利用回数：聴き取りに応じて回数を決定します。（※原則1か月の利用日数7日上限）
- 費用：サービス費用の1割負担（※市民税非課税世帯は自己負担がありません）

難聴児補聴器購入費助成

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

HP：<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shogaishashienka/gyomuannai/4/4/5168.html>

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度である難聴児の補聴器購入費の一部を助成します。

- 対象：市内に住所を有し、両耳の聴力レベルが25デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない児童
- 助成額：基準額と補聴器購入費を比較して少ない方の額の3分の2（千円未満切り捨て）
- その他：事前に上記の問い合わせ先までご相談ください。

心身障害者扶養共済

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

HP：<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shogaishashienka/gyomuannai/4/2/5163.html>

障がいのある児童を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある児童に終身一定額の年金を支給します。

- その他：加入できる保護者等の要件、手続きなど詳細は上記までお問い合わせください。

その他の支援サービス・助成

＜重度障害者等訪問入浴サービス、リフト付自動車貸出サービス、福祉タクシー利用料金・自動車燃料費助成、移動支援サービス等＞

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

※費用負担や手続きなど、詳しくは上記の問い合わせ先までご相談ください。

＜小児慢性特定疾病児童等への日常生活用具の給付＞

問い合わせ先：こども相談課 TEL048-736-1113

小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います。

- 対象：小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている児童
- その他：用具の種類や条件、手続きなど詳細はお問い合わせください。

＜補装具費の支給＞

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

身体障がいのある児童の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にする補装具の購入、修理または借受け（座位保持いす等）に対して補装具費を支給します。

- 補装具の種類：
 - 視覚障害（視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡）○聴覚障害（補聴器）
 - 肢体不自由（義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、排便補助具、一本つえを除く歩行補助つえ、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具等）

＜日常生活用具の給付＞

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

重度の障がいのある児童に対し、日常生活を容易にするため日常生活用具を給付します。

- 用具の主な種類：
 - 介護・訓練支援用具（移動用リフト、特殊マット、特殊尿器等）○自立生活支援用具（入浴補助用具、移動・移乗支援用具等）○在宅療養等支援用具（透析液加温器、ネブライザー等）○情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置、点字器、人工咽頭等）○排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつ等）○住宅改修費（居宅生活動作補助用具）他

＜自動車税等の減免＞

問い合わせ先：自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）については、埼玉県自動車税事務所 TEL048-658-0227 または自動車税事務所春日部支所へ TEL048-763-4111／軽自動車税（種別割）については市民税課へ TEL048-796-5413（直通）

障がい者のために使用する自動車（個人名義の自家用車に限る）で一定の要件を満たす場合は、申請することにより障がい者1人につき1台、自動車税等の減免が受けられます。詳しくは上記の問い合わせ先までご相談ください。